

平成 29 年度決算検査報告に関する説明会資料

国土交通省大臣官房会計課

平成 3 1 年 1 月 9 日

一般国道等の路面下空洞対策において、調査業務に要した費用について、指針等を整備することなどにより、占用企業者に応分の費用を求めるよう意見を表示したものの

1. 事業主体

国、地方公共団体（道、府、県、市、区、町）

2. 指摘内容

上水道管、下水道管等の路面下占用物件の老朽化が進む中、路面下占用物件の破損等が原因となる空洞や陥没の発生は今後も増加することが想定されており、空洞を発見するための調査業務は今後も引き続き多数実施されることが見込まれる。

このため、空洞を発見するために実施している調査業務に要した費用について占用企業者に対して応分の負担を求めるための指針等を整備して、これを技術事務所等及び道路の占用許可を行っている国道事務所等に対して周知することにより、国道事務所等が指針等に基づき関係者との合意形成を図り、占用企業者に応分の負担を求めるよう、また、地方公共団体に対して同様な助言をするよう意見を表示されたものである。

3. 改善措置

指摘の主旨を踏まえ、調査業務に要した費用について、占用企業者に負担を求めるための指針等を取りまとめ、技術事務所等及び国道事務所等に対して周知し、国道事務所等が関係者との合意形成を図った上で、占用企業者に負担を求めていく予定である。

国道企 第 7 5 号
国道国技 第 2 1 2 号
国道環 第 9 7 号
国道高 第 3 2 8 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 道路事業担当部長 殿
各 指 定 市 道路事業担当部長 殿
各 市 町 村 道路事業担当部長等 殿

国土交通省 道路局

企 画 課 長

国 道 ・ 技 術 課 長

環境安全・防災課長

高 速 道 路 課 長

定期点検要領の改定について

平成 2 6 年 6 月 2 5 日付国道企第 2 0 号、国道国第 7 3 号、国道環安第 9 号、国道高第 5 9 号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・防災課、環境安全課、高速道路課から通知された定期点検要領について、今般これを改定しましたので通知します。

ついては、都道府県及び指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対して、本件の内容について周知頂きますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

事務連絡

平成31年2月28日

各 都 道 府 県 道路事業担当課長 殿
 各 指 定 市 道路事業担当課長 殿
 各 市 町 村 道路事業担当課長 殿

国土交通省道路局

企 画 課 課 長 補 佐

国道・技術課 課 長 補 佐

国道・技術課

道路メンテナンス企画室 課 長 補 佐

環境安全・防災課 課 長 補 佐

高速道路課

有料道路調整室 課 長 補 佐

定期点検の参考資料の策定及び道路橋等の定期点検業務積算資料
 （暫定版）の改定について

平成31年2月28日付国道企第75号、国道国技第212号、国道環第97号、国道高第328号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課から通知された定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記1. のとおり策定しましたのでお知らせします。

また、道路橋等の定期点検業務積算資料（暫定版）については、平成26年8月4日付事務連絡により通知したところですが、そのうち、道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）および道路トンネル定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）に基づき実施する業務について、今般これを下記2. のとおり改定したのでお知らせします。

下記2. を参考とする場合は、業務規模や現地状況を考慮したうえで、使用してください。

都道府県及び政令指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対しても送付願います。

記

1. 定期点検の参考資料

- ・特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（平成31年2月）
- ・引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料（平成31年2月）

- ・ 水中部の状態把握に関する参考資料（平成31年2月）
 - ・ 記録様式作成にあたっての参考資料（道路橋定期点検版）（平成31年2月）
 - ・ 記録様式作成にあたっての参考資料（道路トンネル定期点検版）（平成31年2月）
 - ・ 記録様式作成にあたっての参考資料（シェッド、大型カルバート等定期点検版）（平成31年2月）
2. 定期点検業務積算資料
- ・ 道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）（平成31年2月）
 - ・ 道路トンネル定期点検業務積算資料（暫定版）（平成31年2月）

以 上

事務連絡
平成31年2月28日

各都道府県道路事業担当課長 殿
各指定市道路事業担当課長 殿
各市町村道路事業担当課長 殿

国土交通省総合政策局	
公共事業企画調整課	課長 補佐
国土交通省道路局	
企画課	課長 補佐
国道・技術課	課長 補佐
国道・技術課	
道路メンテナンス企画室	課長 補佐
環境安全・防災課	課長 補佐
高速道路課	
有料道路調整室	課長 補佐

新技術利用のガイドライン（案）及び
点検支援技術性能カタログ（案）の策定について

平成31年2月28日付国道企第75号、国道国技第212号、国道環第97号、国道高第328号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課から通知された定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記のとおり策定しましたのでお知らせします。

都道府県及び政令指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対しても送付願います。

記

- ・新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月）
- ・点検支援技術性能カタログ（案）（平成31年2月）

以上

国道国第225号
平成31年3月29日

各 地 方 整 備 局 道 路 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 建 設 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿

国土交通省道路局

国道・技術課長

「国の定期点検要領について」の一部改正について

国が管理する道路における橋梁、トンネル等の定期点検要領については、
「国の定期点検要領について」（平成26年6月25日付国道国防第71号道路局国道・防災課長通達）により通知したところであるが、今般これを下記のとおり改正する。

記

- ・橋梁定期点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。
- ・道路トンネル定期点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。
- ・附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。
- ・シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。
- ・歩道橋定期点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。

以 上

事務連絡
平成31年3月29日

各 地 方 整 備 局 道 路 管 理 課 長 殿
地 域 道 路 課 長 殿
北 海 道 開 発 局 道 路 維 持 課 長 補 佐 殿
地 域 事 業 管 理 官 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 道 路 管 理 課 長 殿
道 路 建 設 課 長 殿

国土交通省道路局
国道・技術課 課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

トンネル等の定期点検にあたっての留意事項及び道路橋の
定期点検業務積算資料（暫定版）の策定について

平成31年3月29日付国道国技第225号により、国土交通省 道路局 国道・技術課から通知された国の定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記のとおり策定したので周知する。

「トンネル等の定期点検にあたっての留意事項」は、各都道府県メンテナンス会議等を通じて、地方公共団体に情報提供されたい。

なお、道路橋の定期点検の積算基準については、設計業務等標準積算基準書「4-2 橋梁定期業務等積算基準」に示されているところであるが、今般これを下記3. のとおり一部見直したので、当面の間これによられたい。

記

1. トンネル等の定期点検にあたっての留意事項
2. 標準特記仕様書
 - 【直轄】橋梁定期点検業務の標準特記仕様書（案）
 - 【直轄】橋梁診断業務の標準特記仕様書（案）
3. 橋梁定期点検業務等積算基準（暫定版）（平成31年3月）

以 上

トンネル等の定期点検にあたっての留意事項

1. トンネル等の定期点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者（以下「知識と技能を有する者」という。）が行うこととされており、道路管理者は知識と技能を有する者に定期点検として、状態の把握及び健全性の診断を行わせなければならない。
2. このため、道路管理者が知識と技能を有する者となって自ら定期点検を行うか、道路管理者が定期点検業務の発注者として、受注者の知識や技能及び点検方法等の技術提案を確認した上で定期点検を行わせるか、いずれかの方法で行うこととなる。
3. なお、橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート等、門型標識及び横断歩道橋の点検にあたっては、各地方整備局等が実施している「橋梁初級Ⅰ研修」や「道路構造物管理実務者（トンネル初級）研修」の受講者を自ら定期点検を行う場合の知識と技能を有する者として扱うことができる。
4. 受注者の知識や技能の確認については、「橋梁初級Ⅰ研修」と同等である「道路橋メンテナンス技術講習」講習会合格者及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づく「国土交通省登録技術資格」を参考とすることができる。
5. 受注者からの近接目視によらない点検方法の確認については、資料－4「新技術利用のガイドライン（案）」、資料－5「点検支援技術性能カタログ（案）」を参考とすることができる。
6. トンネル等の健全性の診断結果については、道路管理者も責任を負うことになる。

事 務 連 絡
平成31年3月29日

各地方整備局 道路管理課長 殿
北海道開発局 道路維持課長補佐 殿
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿

道路局 国道・技術課 課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

点検支援技術の活用について

点検支援技術については、平成31年2月28日付事務連絡「新技術利用のガイドライン(案)及び点検支援技術性能カタログ(案)の策定について」にて通知したところであるが、各地方整備局等においては、平成31年4月以降に実施する定期点検にあたり対象となる施設について点検支援技術を活用した効率化方策を検討した上で実施されたい。検討の結果、点検支援技術を活用する場合は、次回以降の点検の効率化に向け、対象とする部位の選定の考え方や技術選定に関する所見を定期点検記録様式※に記録すること。

※定期点検記録様式は、橋梁では様式その5、トンネルでは様式E、シェッド・大型カルバートでは様式その5が該当

なお、今後点検支援技術について活用実績や活用効果、積算体系の構築等を目的とした調査を予定しているので、協力されたい。

(問合せ先)

道路局 国道・技術課 大場 (37862、ooba-s8910@mlit.go.jp)
梶原 (37855、sugihara-m85aa@mlit.go.jp)

事 務 連 絡
平成31年4月25日

各地方整備局 道路管理課長 殿
北海道開発局 道路維持課長補佐 殿
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿

道路局 国道・技術課 課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

点検支援技術活用に関する経費について

点検支援技術については、平成31年2月28日付事務連絡「新技術利用のガイドライン(案)及び点検支援技術性能カタログ(案)の策定について」及び平成31年3月29日付事務連絡「点検支援技術の活用について」にて通知したところであるが、点検支援技術を活用するにあたり必要な経費については、次の通り対応されたい。

- ・ 各地方整備局等においては、平成31年4月以降に実施する定期点検にあたり対象となる施設について点検支援技術を活用した効率化方策を検討し、点検支援技術を活用する場合は必要な経費は適切に計上されたい。

(問合せ先)

道路局 国道・技術課 大場 (37862、ooba-s8910@mlit.go.jp)
梶原 (37855、sugihara-m85aa@mlit.go.jp)

事 務 連 絡
平成31年 3月29日

北海道開発局

事業振興部

都市住宅課長 殿

建設部

河川計画課長 殿

道路建設課長 殿

道路維持課長 殿

地域事業管理官 殿

各地方整備局

建政部

都市整備課長 殿

都市・住宅整備課長 殿

河川部

河川計画課長 殿

地域河川課長 殿

道路部

路政課長 殿

道路計画（第一）課長 殿

地域道路課長 殿

道路工事課長 殿

道路管理課長 殿

各地方運輸局

鉄道部

技術（第一）課長 殿

内閣府沖縄総合事務局

開発建設部

河川課長 殿

道路建設課長 殿

道路管理課長 殿

建設産業・地域整備課長 殿

運輸部

車両安全課長 殿

各高速道路会社

担当課長 殿

各指定都市高速道路公社

担当課長 殿

都市局	
市街地整備課	企画専門官
街路交通施設課	企画専門官
公園緑地・景観課緑地環境室	課長補佐
水管理・国土保全局	
治水課	課長補佐
下水道部	
下水道事業課	課長補佐
道路局	
路政課	課長補佐
国道・技術課	課長補佐
環境安全・防災課	課長補佐
高速道路課	課長補佐
鉄道局	
施設課	課長補佐

「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に
関する申し合わせ」等の再徹底について

鉄道委託工事を行う場合の透明性確保については、平成20年12月25日付け「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」（以下、「申し合わせ文書」という）等に基づき、取り組まれているところであるが、平成29年度「道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保に関する調査」の結果において、「資料の提出なしまたは不足」とされている工事についてその理由等の詳細を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ・事業実施主体が鉄道事業者に資料の提出を求めている
- ・事業実施主体と鉄道事業者双方の協議、調整等が十分に行われていないこと等により、事業実施主体の必要とする資料が提出されていない

また、事業の透明性を確保することは重要な課題であり、今後とも重点的に取り組む必要があるが、近年の会計検査院の实地検査において、請負金額の「一式」計上の詳細が示されていないことについて、質疑や講評で言及されている状況にあり、今後、検査報告での指摘等につながる可能性もあることから、より一層の事業の透明性確保や説明責任が求められる。

このため、別添1から別添3のとおり、申し合わせ文書等の運用について、改めて周知するので、再徹底されたい。

本取り組みにあたっては、鉄道委託工事に係る地方連絡会議を活用し実施されたい。

なお、各地方整備局、北海道開発局においては、貴管内の都道府県、政令市へ本文書を参考までに送付されたい。また、都道府県を通じて、公社及び市町村へも参考送付されるよう、あわせて依頼する。

各地方運輸局、内閣府沖縄総合事務局運輸部においては、申し合わせがなされた鉄道事業者に対しても周知されたい。

申し合わせ文書等の運用について

1. 資料の不足や不備等が見受けられたことから、申し合わせ文書、及び別添 2 に示す平成 20 年度「鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議 WG 議事録」（以下、「WG 議事録」という）に従い、事業実施主体と鉄道事業者が必要かつ十分な協議、調整等を行った上で、以下のとおり対応を徹底するものとする。
 - 1) 「工事施行協定締結時」、「年度協定締結時」においては、協定書において必要な資料の添付について定めるものとする。また、鉄道事業者は、工事施行協定締結時に添付される資料の内容について、その精度に応じた根拠を説明するものとする。
 - 2) 原則として「鉄道事業者の請負契約締結後及び完了時」、「各年度協定に係る概算払い時」においては、鉄道事業者は事業実施主体に必要な資料を提出するものとする。ただし、具体の提出時期、方法は事業実施主体との協議において定めるものとする。
 - 3) 「各年度協定の精算時」においては、事業実施主体は鉄道事業者から提出された資料により、請負契約の内容及び管理費の内訳の確認を行うものとする。
 - 4) 事業実施主体及び鉄道事業者は、上記 1) ～ 3) における資料について、取扱い、管理を適切に行うものとする。
2. 各段階において添付・提出する資料の内容が重複するなどの理由から、事業実施主体と鉄道事業者との協議、調整等により、申し合わせ文書における各種資料について、鉄道事業者が事業実施主体に既に提出した資料で代用する場合には、鉄道事業者は事業実施主体に対し、その旨を記した上で、関係資料を提出するものとする。
3. 申し合わせ文書の別紙資料のうち、請負金額内訳書及び請負金額内訳明細書の例を別添 3 に再掲する。申し合わせ文書及び WG 議事録に従い、橋梁の上下部工事や架設工事、橋梁の点検業務をはじめとする全ての工事や業務について、申し合わせ文書の別紙 3 と同等の資料を事業実施主体に原則としてすみやかに提出するものとする。ただし、具体の提出時期、方法は事業実施主体との協議において定めるものとする。

平成20年度 鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との
調整会議 WG 議事録（再掲）

参加者

J R北海道 工務部 専任部長兼管理課長
 J R東日本 建設工事事部 次長（企画）
 J R東海 建設工事事部 次長
 J R西日本 建設工事事部 担当部長（企画）
 J R四国 工務部 保線課長
 J R九州 施設部 企画課 担当課長
 J R貨物 保全工事事部 副部長
 J R貨物 用地部 副部長
 （社）日本民営鉄道協会 土木部会長
 国土交通省 都市・地域整備局 街路交通施設課 整備室長
 国土交通省 河川局 治水課 企画専門官
 国土交通省 道路局 国道・防災課 企画専門官
 国土交通省 道路局 路政課 課長補佐
 国土交通省 鉄道局 施設課 課長補佐

本調整会議 WG において、下記の事項を確認した。

1. 国土交通省と JR 7 社ならびに民鉄協加盟各社は、「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ（平成20年12月25日）」に基づいた取り扱いを実施するものとする。
2. 透明性に関する申し合わせ 1. 1) 工事施行協定締結時における「工事費の総額が増額となるような工事内容の変更が生じた場合」とは、増額とは少なくとも工法等の変更により工事内容に大幅な変更が生じる場合や工期延伸等も含むものであり、具体的変更の有無については、相互に協議して定めるものとする。
3. 透明性に関する申し合わせ 1. 1) 工事施行協定締結時について、添付される資料の内容については、その時点で入手可能な計画・設計等に基づく精度でよいものとし、その精度に応じた根拠については説明するものとする。また、管理費が、積み上げ計算の場合、「内訳書」は工事施行協定に添付しない。ただし、別途、鉄道事業者は事業実施主体へ内訳書を提出する。

4. 透明性に関する申し合わせ 1. 2) 年度協定締結時について、複数年度に跨る委託工事においては、2 年度目以降の年度協定は原則として年度当初に締結するものとする。
5. 透明性に関する申し合わせ 1. 3) 鉄道事業者の請負契約締結後及び請負契約完了時について、鉄道事業者は原則としてすみやかに関係資料を提出する。ただし、具体の提出時期、方法は事業実施主体との協議において定めるものとする。
6. 透明性に関する申し合わせ 1. 4) 「各年度協定に係る概算払い」において、概算払いにおける前渡金相当額（協定額の 4 割まで）については、出来高予定調書の提出を要しないものとする。
7. 透明性に関する申し合わせ 1. 1) ～ 5) における「同等の資料」とは、別添資料（例）と同等の内容であることを意味し、資料の様式については任意とすることができる。
8. 透明性に関する申し合わせ 1. 1) ～ 5) における資料について、事業実施主体及び鉄道事業者は当該資料の取扱い、管理を適切に行うものとする。
9. 透明性に関する申し合わせ 4. における調整会議については、委託工事に係る次の項目等について継続的に意見交換・調整等を行う。
 - 1) 透明性通達に基づく協定等締結の徹底について
 - 2) 国の会計制度の周知について（概算払いの適正化、消費税の取り扱い）
 - 3) 鉄道事業者発注の請負契約にかかる入札方式について
 - 4) 請負契約にかかる積算基準について
 - 5) 施工管理について
 - 6) 協議の迅速化に向けた取り組みについて
 - 7) 事務費の定率化について
 - 8) 国、地方公共団体による直接請負発注の可能性についてなお、「申し合わせ」および「本議事録」は、上記 1) 及び 2) の項目について、国土交通省と鉄道事業者が確認したものである。
10. 透明性に関する申し合わせ 5. における地方連絡会議について、構成、連絡調整事項等については別添 3 を参考とするが、詳細については必要に応じ別途調整する。

なお、本地方連絡会議は、委託工事全般に渡る共通事項について、連絡、調整を図るものとし、共通事項とならない個別案件については、別途関係当事者間で調整を行うこととする。

公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ
(平成20年12月25日) 別添資料
別紙3 請負契約締結時及び精算時の資料例(再掲)

(3) 請負金額内訳書(その1)

金 0,000,000,000 円也

<u>○○○○○新設他</u>	請負金額
-----------------	------

内 訳

名称	工事種類	単位	数量	単価	金額	摘要
	架道橋	式	1	0,000,000,000	0,000,000,000	
	小計				0,000,000,000	
	取引に係る消費税等				0,000,000,000	
	合計				0,000,000,000	

上記のとおり。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

〇〇旅客鉄道株式会社

契約責任者

○○○○○ ○○○ ○○○ 殿

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

〇〇建設株式会社

代表取締役社長 ○○○○

上記代理人

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

〇〇建設株式会社 東京支店

支店長 ○ ○ ○ ○

※明細書を添付しない場合

○○○○○○○○○○新設他	請負金額
---------------	------

番号	資産種目 経営科目 工種コード	名称・工事等種別	単位	数量	単価	金額	記事
【受託工事勘定】							
1	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	鋼製土留工(鋼 矢板式)仮設	m2	0	00,000	00,000	
2	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	鋼製土留工(親 杭式)仮設	m2	0	00,000	00,000	
3	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	薬液注入工	m3	0	00,000	00,000	
4	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	コラムジェット工	m	0	00,000	00,000	
5	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	簡易工事桁仮 設	t	0	00,000	00,000	
6	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	線路防護網	m	0	00,000	00,000	
7	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	工事用列車停 止装置仮設	式	0	00,000	00,000	
8	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	工事用列車接 近警報器仮設	式	0	00,000	00,000	
9	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	計測工設置	式	0	00,000	00,000	
小計						0,000,000	
消費税等						0,000,000	
合計						0,000,000	

例

(4) 請 負 金 額 内 訳 明 細 書

番 号 001 00 第 0000 号
件 名 0000000000000000新設

会 社 名 00建設(株)東京支店
作 成 者 0 0 0 0
連 絡 先 000-0000-0000
作 成 日 平成00年00月00日

例

処理番号 T0071-00 [内 訳 明 細 書 ①]
 工事番号 〇〇工 〇〇 第 0000 号
 工事件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設他 請負金額 0,000,000,000 円

工事種類名称	内訳工種	単位	数量	単価	金額	適用
架道橋	鋼製土留工(鋼矢板式)仮設	壁 m ²	0.0	0,000	00,000	
	鋼製土留工(親杭式)仮設	壁 m ²	0.0	0,000	00,000	
	薬液注入工	m ³	0.0	0,000	000,000	
	コラムジェット工	m	0.0	00,000	000,000,000	
	簡易工事桁架設	t	0.0	00,000	00,000,000	
	線路防護網仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	工事用列車停止装置仮設	式	0	000,000	000,000	
	工事用列車接近警報器仮設	式	0	0,000	000,000	
	計測工設置	式	0.0	0,000	00,000	
	仮囲い工仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	仮設栈橋工仮設	m ²	0.0	00,000	000,000	
	作業ヤード仮設	m ²	0.0	00,000	000,000	
	作業構台仮設	m ²	0.0	0,000	00,000	
	仮通路仮設	m ²	0.0	0,000	00,000	
	空頭支障防護工仮設	箇所	0	0,000	000,000	
	計				0,000,000,000	

道路の点検等に係る地方債について(情報提供)

資料27

□ 公共施設の点検及び調査等(以下「点検等」)に要する経費については、地方財政法第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることが可能。

※詳細については、「道路の点検等に係る地方債について」(H26.3.31付 道路局総務課長、環境安全課長 通知及びH26.3.31付 道路局総務課、環境安全課事務連絡)を参照。

□ 工事の着手が翌々年度となってしまう場合は、合理的な理由他があれば対象とすることが可能。
※総務省自治財政局地方債課「地方債についての質疑応答集」より



「地方債についての質疑応答集」の改定内容(抜粋) 平成31年4月版 (赤字が追加)

Q1-7 詳細な点検・調査等を実施した後、設計・工事に着手する前に、土地の所有者や関係機関との調整が必要となるため、工事の着手が点検・調査等の翌々年度以降となってしまう場合には、当該点検・調査等に要する経費は地方債の対象とはならないのですか。

A1-7 建設事業を実施するために直接必要と認められる点検・調査等に要する経費について、原則として、当該年度又は翌年度に建設事業が行われるものが地方債の対象となりますが、例えば、

- ① 建設事業を実施する公共施設等と交差する施設の管理者である、河川管理者、高速道路会社、鉄道会社など第三者との通行規制・修繕の時期や方法等に係る協議に時間を要する
- ② 詳細設計及び工事に当たって、国土技術政策総合研究所や地方整備局などの国の機関や学識経験者、都道府県など第三者に助言を求め、当該助言を踏まえた設計等に時間を要する
- ③ 工事を実施するに当たり、十分な準備期間の確保を図る必要がある

など、やむを得ず翌々年度以降となってしまう合理的な理由があり、建設事業の時期が各種計画に明記されているなど、当該点検・調査等に基づいて事業を実施することが事実と見込まれる場合には、対象とすることができます。起債の協議等に当たっては、点検・調査等が建設事業と一体的であることを確認できるよう説明を行う必要があります。

点検受注者の知識や技能の確認について(情報提供)

「トンネル等の定期点検に当たったての留意事項」抜粋

(H31.3.29付け事務連絡 国道技術課課長補佐から各地整道管課長、地道課長あて)

- 受注者の知識や技能の確認については、「橋梁初級Ⅰ研修」と同等である「道路橋メンテナンス技術講習」講習会合格者及び「公共工事における調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づく「国土交通省登録技術資格」を参考とすることができる。

具体的な仕様書記載例

【直轄の例】

橋梁診断業務の標準特記仕様書(案) 抜粋

2. 担当技術者

1) 本業務に従事する「担当技術者」は、次の何れかの資格等を満たさなければならない。なお、担当技術者は、次項3. で示す「橋梁診断員」を兼ねることができる。

- ① 技術士(総合技術監理部門一建設、又は、建設部門)
- ② 博士(工学)(専門分野: 橋梁に関する研究)
- ③ 国土交通省登録技術者資格(※1)(施設分野: 橋梁(鋼橋)一業務: 診断)、又は、(施設分野: 橋梁(コンクリート橋)一業務: 診断)

※1: 「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

URL: http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

【地方自治体の事例】

地方自治体における橋梁点検業務の特記仕様書から抜粋

(1) 橋梁点検員

橋梁点検員は、点検作業班を総括し、安全管理に留意して、各作業員の行動を把握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検調査を実施する。橋梁点検員は損傷状況の把握を行うのに必要な以下の能力と実務経験を有するものとする。

(略)

オ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」に基づき技術者資格登録された資格のうち、橋梁(鋼橋)の点検業務及び橋梁(コンクリート橋)の点検業務を対象とした資格を有するものであること。